

公表第12号

地方自治法第242条第1項の規定により、仲光信氏から提出された住民監査請求について監査した結果を、請求人に対し別紙のとおり通知したので、同法第4項の規定により公表します。

なお、今回の監査は、久留米市監査委員 原口和人 及び 同 藤林詠子（平成29年6月21日退任）、同 樋口明男（平成29年6月30日就任）、同 市川廣一 及び 同 大熊博文（平成29年6月22日就任）が実施したものです。

平成29年7月18日

久留米市監査委員	樋口明男
久留米市監査委員	市川廣一
久留米市監査委員	大熊博文

29 監査第 181 号

平成 29 年 7 月 18 日

請求人 仲 光 信 様

久留米市監査委員 樋 口 明 男

久留米市監査委員 市 川 廣 一

久留米市監査委員 大 熊 博 文

住民監査請求に基づく監査の結果について(通知)

このことについて、平成 29 年 5 月 22 日付にて提出された、地方自治法第 242 条第 1 項の規定による住民監査請求に基づく監査の結果について、同条第 4 項の規定により通知いたします。

なお、今回の監査は、久留米市監査委員 原口和人 及び 同 藤林詠子（平成 29 年 6 月 21 日 退任）、同 樋口明男（平成 29 年 6 月 30 日就任）、同 市川廣一 及び 同 大熊博文（平成 29 年 6 月 22 日就任）が実施したものです。

記

監査の件名 H28 年度における不法な財産処分に関する請求

監査の結果 別紙のとおり

第1 請求の受理等

1 監査請求書の收受

平成29年5月22日に「久留米市職員措置請求書」が、提出され、同日收受した。

2 監査委員の除斥

埴 秀二監査委員（平成29年6月29日 任期満了による退任）並びに 中島 年隆監査委員は、地方自治法第199条の2の規定に基づき、除斥とした。

3 監査請求書の受理の決定

本件請求については、所定の法定要件を具備していると判断し、これを受理することを平成29年5月29日に監査委員の協議により決定した。

4 請求人

仲 光信 久留米市在住

第2 請求書及び事実証明書の内容

1 表題 「久留米市職員措置請求書」

（H28年度における不法な財産処分に関する請求）

2 請求書の要旨

久留米市職員措置請求書

（抜粋／表記の一部を整理）

1 請求の要旨

久留米市長檜原利則及びH28年当時の総務部長が、平成28年7月7日に三潴町高三潴4105-3の土地を×××在住の×××に不法に有償譲渡を行なった。

この土地は久留米市道M1358の一部の道路区域外用地であり、久留米市財産規則第36条で有償譲渡を行っている。

道路構造令第5条第2項、第3項により道路幅員（車道+路肩）で4m以上とされており、久留米市では、久留米市道路構造の基準に関する条例の第3種第3級で、道路構造令と同じく4m以上の道路を築造しているにも関わらず、満たない部分の譲渡を行っている。なお、車両制限令（昭和36年制定）6条により市街地区域外の道路においては、車両幅員が1.7m以下の最低道路総幅員は4.4m以上になっているにも関わらず、満たない部分の譲渡を行っているので不法である。また、地方交付税法（第2条第3項、第11条）により基準財政需要額の算定において、道路の路面幅員が1.5m以上4.5m未満の狭隘道路については高額に算定され、道路管理（改築を含む）の促進を促している。現況は歩行者専用道路並みに整備されているが、道路法第48条の13第3項により指定が必要であるが、そのような形跡を見出すことができない。よって不法である。

久留米市は、本来、久留米市道として利用すべき用地の有償譲渡を行ない、道路区域が狭隘化して通行に支障をきたしており不特定多数の通行を阻害しているために損害を与えている。久留米市長及びH28年当時の総務部長は、有償譲渡用地を買戻し、道路として整備することを求める。

3 事実証明書（題目等のみ）

番号	題目等
1	公図 一部写
2	全部事項証明書 土地 写

第3 監査の実施

1 監査の対象

(1) 請求に係る財務会計行為に関する事実について

「久留米市長檜原利則及びH28年当時の総務部長が、平成28年7月7日に三潴町高三潴4105-3の土地を×××在住の×××に不法に有償譲渡を行なった。」という請求の要旨に係る財務会計行為における事実関係について

(2) 当該財務会計行為の違法性又は不当性についての主張

「久留米市道M1358の一部の道路区域外用地を久留米市財産規則第36条で有償譲渡を行っている。」件について、

- ・「道路構造令第5条第2項、第3項により道路幅員で4m以上とされており、久留米市では、久留米市道路構造の基準に関する条例の第3種第3級で、道路構造令と同じく4m以上の道路の築造をしているにも関わらず、満たない部分の譲渡を行っている。」
- ・「車両制限令6条により市街地区域外の道路においては、車両幅員が1.7m以下の最低道路総幅員は4.4m以上となっているにも関わらず、満たない部分の譲渡を行っているので不法である。」
- ・「地方交付税法により基準財政需要額の算定において、道路の路面幅員が1.5m以上4.5m未満の狭隘道路については高額に算定され、道路管理（改築を含む）の促進を促している。」
- ・「現況は歩行者専用道路並みに整備されているが、道路法第48条の13第3項により指定が必要であるが、そのような形跡を見出すことができない。」

から違法又は不当であるという主張が妥当といえるかどうか。

(3) 久留米市への損害についての主張

「久留米市は、本来、久留米市道として利用すべき用地の有償譲渡を行ない、道路区域が狭隘化して通行に支障をきたしており不特定多数の通行を阻害しているために損害を与えている。」という主張が妥当であるかどうか。

(4) 求める措置

「久留米市長檜原利則及びH28年当時の総務部長は、速やかに有償譲渡用地を買戻し、道路として整備することを求める。」という措置が妥当であるかどうか。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を、平成29年6

月6日に久留米市庁舎において設ける旨を、本件請求人に対し連絡したところ、請求人は請求の内容について陳述を行った。

(1) 陳述に関して提出された文書

(「第2 請求書及び事実証明書の内容」のとおり)

(2) 陳述人

仲 光信 (請求人)

3 関係機関の職員に対する調査等

本件措置請求に係る事実に関連ある部局である久留米市総合政策部、同総務部、同都市建設部、同三潴総合支所に対し、関係書類等に係る調査を行うとともに、それらの部等の下記職員から事情等を聴取した。

[事情等聴取対象職員]

総合政策部財政課、同課主査

総務部財産管理課、同課事務主査

都市建設部路政課課長、同課主幹、同課課長補佐

三潴総合支所環境建設課課長、同課課長補佐、同課技術主査

第4 監査の結果

1 監査対象事項に係る事実等

「第3 監査の実施 1 監査の対象」に述べた内容に基づき事実関係の確認を行った。提出された資料や事情等の聴取によって把握した内容は、以下のとおりであった。

(1) 請求に係る財務会計行為に関する事実関係

請求書に記載の三潴町高三潴4105-3(以下、「当該土地」)の土地については、平成28年6月20日に×××は久留米市(以下、「市」)へ普通財産譲渡申請書を提出し、7月7日に市と×××は市有財産売買契約書を締結した。翌年2月9日には×××への所有権移転登記が完了していることが認められる。

なお、当該土地は久留米認定市道M1358号線(以下、「市道M1358」)に隣接した道路区域外の公共用財産であり、平成28年6月8日に×××から久留米市都市建設部路政課(以下、「路政課」)へ公共用財産の用途廃止申請書が提出され、6月14日に公共用財産の用途廃止決定を行い、6月17日に路政課から総務部財産管理課(以下、「財産管理課」)へ公有財産の引継が終了していることが認められた。

(2) 請求に係る財務会計行為の違法性又は不当性についての主張に関する事実関係

ア 「道路構造令第5条第2項、第3項により道路幅員で4m以上とされており、久留米市では、久留米市道路構造の基準に関する条例の第3種第3級で、道路構造令と同じく4m

以上の道路の築造をしているにも関わらず、満たない部分の譲渡を行っている。」という主張について

道路に関する各種の事項を定めて、交通の発達への寄与と公共の福祉増進を目的とする法律として「道路法」が制定されており、その道路法第30条第1項及び第2項に基づき制定された政令が「道路構造令」である。道路構造令第1条には、「この政令は、道路を新設し、又は改築する場合における高速自動車国道及び一般国道の構造の一般的技術的基準、並びに、道路管理者である地方公共団体の条例で都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準を定めるに当たって参酌すべき一般的技術的基準を定めるものとする。」とある。

市でも平成24年12月にこの道路構造令を参酌して、「久留米市道路構造の基準に関する条例」を制定し、道路の新設又は改築の場合は、道路の存する地域、地形の状況、計画交通量からその道路の区分を設定し、その区分に基づいて、道路の車線数や車線の幅員などの道路の構造を決定している。

道路構造令第5条には、車線等の基準が規定され、第2項、第3項で、道路の区分及び地形に応じ、車線数を規定する内容が規定されている。また、第3種第3級の道路は、道路構造令第3条の道路の区分により、計画交通量（単位：1日につき台）が1,500以上4,000未満（平地部）と規定されている。久留米市道路構造の基準に関する条例には、第3種第3級の道路の幅員は、普通道路においては7メートル、小型道路においては6.5メートルと規定されている。なお、第3種第5級の道路の幅員は4メートルと規定されている。

イ 「車両制限令6条により市街地区域外の道路においては、車両幅員が1.7m以下の最低道路総幅員は4.4m以上となっているにも関わらず、満たない部分の譲渡を行っているので不法である。」という主張について

道路法第47条第1項に基づき、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、通行できる車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度を定めた政令が「車両制限令」である。

同令第6条では、車両の幅に関する基準を定めており、同条第1項には、市街地区域外の道路（道路管理者が自動車の交通量がきわめて少ないと認めて指定したものを除く。以下次項において同じ。）で一方通行とされているもの又はその道路におおむね300メートル以内の区間ごとに待避所があるもの（道路管理者が自動車の交通量が多いため当該待避所のみでは車両のすれ違いに支障があると認めて指定したものを除く。）を通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員から0.5メートルを減じたものをこえないものでなければならないと規定され、第2項では、市街地区域外の道路で前項に規定するもの以外のものを通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員の2分の1をこえないものでなければならないと規定されている。

ウ 「地方交付税法により基準財政需要額の算定において、道路の路面幅員が1.5m以上4.5m未満の狭隘道路については高額に算定され、道路管理（改築を含む）の促進を促している。」という主張について

地方交付税とは、国税の内から地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するために国が交付するもので、基準財政需要額とは、各団体の行政運営のために財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額、いわば標準的に必要な一般財源の額のことである。一方、各団体の標準的な状態で見込まれる税収入等を一定の方法によって算定した額を基準財政収入額といい、基準財政需要額との差分が各団体の財政不足額とみなされ、普通交付税として交付される仕組みである。

地方交付税法第2条第3号により基準財政需要額は、単位費用（法定）×測定単位（国調人口等）×補正係数（寒冷補正等）で算出される。

道路橋りょう費の測定単位は「道路の面積」及び「道路の延長」であり、「道路の面積」を測定単位とするものにあつては道路維持管理関係の給与費、物件費及び道路の維持修繕に要する経費を、「道路の延長」を測定単位とするものにあつては、一般道路改築及び交通安全施設等の整備に要する経費を算定することとなっている。

平成28年度の道路橋りょう費（延長）の補正係数は、市町村道については、道路が狭隘な程数値が高く、基準財政需要額が大きく算出されている。例えば、道路幅員が4.5メートル以上であれば補正係数が0.44、2.5メートル以上4.5メートル未満であれば1.38、1.5メートル以上2.5メートル未満であれば1.82となっている。これについては、総務省の資料によれば、道路幅員がより小さい道路については道路を改良したり、舗装したりする投資的経費がかかるという理由によるとある。

エ 「現況は歩行者専用道路並みに整備されているが、道路法第48条の13第3項により指定が必要であるが、そのような形跡を見出すことができない。」という主張について

市道M1358は、久留米市立三瀧小学校に隣接する用排水路と、その北側にある県道との間に位置し、通学する児童の多くが利用している。市道M1358は、平成2年3月15日に「三瀧町道路管理条例」により町道として認定され、平成7年に、農林水産省の補助事業である集落環境基盤整備事業により、道路幅員が2.1メートルのレンガ舗装で整備がなされた。その後、平成17年の1市4町合併の際に、「新規道路の認定に関する事項」として事務事業の調整が行われ、旧久留米市の認定要綱・認定施行規則に統一されたが、合併時以前に認定を受けているものは認定基準適用から除外され、新市に認定道路として引き継がれることとなった。

道路法第48条の13第3項には「道路管理者は、交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるときは、まだ供用の開始がない道路又は道路の部分について、区間を定めて、もっぱら歩行者の一般交通の用に供する道路又は道路の部分指定することができる。」と規定があり、道路管理者である市の判断で指定ができるとされている。指定すると、車両の通行が制限される。

2 請求人の主張とそれに対する久留米市の説明等

請求人の主張した内容と、それに対する久留米市の説明等の概要は、以下のとおりである。

(1) 本件財務会計行為の違法性について

請求人は、市は、本来市道として利用すべき用地を有償譲渡しているが、道路構造令や久留

米市道路構造の基準に関する条例では、道路幅員を4メートル以上にするという方針が規定されている。また、車両制限令第6条において、市街地区域外の道路においては車両幅員が1.7メートル以下の最低道路総幅員は4.4メートル以上とすると規定されているにもかかわらず、久留米市財産規則第36条の普通財産の処分に関する規定に反し処分を行っている。最終的に財産管理課が当該土地を処分しているが、本当に処分できる物件かどうかを確認すべきだったのではないか。

また、当該物件に隣接する市道M1358の現況は道路台帳上の道路幅が2.1メートルであり、インターロッキングで整備され、歩道の形態となっているが、歩行者専用道路としての指定はされておらず、一般道路となるので、今回の処分は道路構造令や車両制限令に抵触する。

一番問題なのは、路政課の用途廃止の方法である。久留米市法定外公共物管理条例第18条により用途廃止という判断をしているが、道路構造令や車両制限令に抵触すると考えている。また、用途廃止については「公有財産管理の手引き」（ぎょうせい）や、福岡県が市町村職員研修向けに作成している「建設省所管国有財産事務の手引き」があり、それに基づけば当該土地を有償で譲渡することはありえない。

そもそも当該物件は道路区域内ではないので法定外公共物とされているが、道路区域の決定については道路法第18条で、道路台帳の調製については同第28条で規定されており、当該物件については、平成26年に官民境界が確定した際に、三潞総合支所から路政課へ道路台帳の変更手続きを行うべきところが行われず、結果道路台帳にも登載がなされず道路区域に入っていないので譲渡に至っている。

道路台帳については、作成することで地方交付税対象となり、その算定基礎である基準財政需要額の算定において、狭隘な道路ほど高額な交付税措置がなされることになっている。

路政課と話をした際に、現況により、市道M1358の途中から歩行者専用道路としたらどうかという話もあったが、途中から車が通れなくなるのは問題であり、そもそも払い下げをしたから歩行者専用道路にするというのは本末転倒である。

これに対し、久留米市は、次のように説明した。

市道M1358は、平成17年の1市4町の合併以前は三潞町の認定町道であったもので、平成3年に農林水産省の国庫補助事業である集落環境基盤整備事業において、現在の形に整備されていたものである。当時三潞町では、第3次三潞町総合計画の基本構想や基本計画において、町民の安らぎ空間として東部の溜池群や十連寺公園、西南部の幹線クリーク沿いのミニ公園化を積極的に進め、集落内の緑地を含めた公園・緑地のネットワークを形成することとしていた。また、田園風景を活かしながら通学路の安全性確保のため農地の一部も取り込み、安全で快適な遊歩道やサイクリング道路網の整備にも取り組むこととしており、これらを効果的に実現するため、集落環境基盤整備事業を採択した。その中の事業のひとつに、当該地を含む大川軌道跡を遊歩道等として整備する計画があり、平成5年度から8年度までの4年間で工事がなされた。

現場は久留米市立三潞小学校のすぐ北側にある用排水路に隣接した道路幅2.1メートルのレンガ張りした歩道形態の道路で、平成7年に現在の形態に整備され、現在まで主に通学路および地元住民の遊歩道・歩道として利用されている。

平成17年に合併した際の事務事業の調整の中で、「新規道路の認定に関する事項」につい

て協議が行われ、合併前の認定基準については相違点があるため、久留米市の認定要綱・認定施行規則に統一はするものの、合併時以前に認定を受けているものは認定基準適用から除外され、新市に認定道路として引き継がれた。このため、現在の久留米市道路認定要綱では、道路の幅員は4.0メートル以上とすると規定しているが、4.0メートル未満の認定市道は市道総延長の内3割程度存在するし、今後それらの箇所すべてを道路幅員が4.0メートル以上になるように整備する方針などはなく、自治会などからの要望がある場合には整備を行うこととしている。今回、有償譲渡するにあたっては、三漕小学校、地元自治会及び校区まちづくり振興会からは利害関係人として同意書を得ており、また、歩道形態の道路であることについては、平成7年の整備以来、特段の苦情はない。請求書にある道路構造令は道路の新設又は改築する場合の道路の構造の一般的技術的基準を定めたもので、車両制限令は車両幅員によって道路幅員が定められるものではなく、道路幅員によって通行できる車両の規格を制限するものである。道路法第48条の13第3項による歩行者専用道路の指定をしてこなかったことについては、緊急時対応のため、また、道路脇の緑地帯の維持管理のために作業用の軽自動車の通行も想定されるため、指定していないと説明する。

有償譲渡の経緯については、次のように説明した。三漕町農業協同組合所有の土地（三漕町高三漕546番地3）を×××へ売却するに際し、平成26年5月に三漕町農業協同組合から市道M1358との境界明示協議願が提出されたため境界明示を行った。その際、三漕町高三漕546番地3の土地と市道M1358の間には公共用財産が存在していることが判明し、その箇所は市道M1358と同一地番で三漕町高三漕4105番1の一部（現在は分筆されて4105番3）であることが認められた。

その後、当該土地について、平成28年1月29日に×××は路政課へ道路・水路（公共用財産）の用途廃止事前協議書を提出した。それを受けて久留米市では、2月1日に路政課職員が現地調査を実施し、2月4日に条件付での用途廃止が可能とする通知を行った。その条件とは、（1）用途廃止の範囲を杭や鋸で表示し、用途廃止に必要となる図面等資料の作成を行うこと、（2）自治会長、校区まちづくり振興会等の利害関係人の同意を得ること、（3）整備の際は、市と事前打合せが必要である、という内容のものであった。

その後、6月8日に×××は用途廃止の条件であった図面等資料及び利害関係人からの同意書を添付した公共用財産の用途廃止申請書を路政課に提出した。路政課は支障がないと判断し、6月14日に公共用財産の用途廃止決定を行った。用途廃止後は、同課は財産管理課に公有財産引継書を提出し、公有財産の所属替えを行った。

それを受けた財産管理課は、公有財産の引継ぎを受け、6月17日に都市建設部部長宛その旨通知した。×××は6月20日に普通財産譲渡申請書を提出し、財産管理課は譲渡に問題がないと判断して、7月7日に久留米市と×××は土地売買契約を行い、同日×××は土地代金を支払い、平成29年2月9日には×××への所有権移転登記が完了したものであり、手続きの違法性はないと主張している。

地方交付税については、市財政課は、あくまでも普通交付税の基準財政需要額というのは、各地方自治体にとってどれくらいの必要な経費であろうかというのを公正に算出するためのものであり、道路幅員が狭いほどに高額に算定されているのは、実際にそれだけ経費がかかるだろうということで算定されているものである。そもそもの地方交付税の趣旨は必要経費に不足する収入を補うというものであることからすると、国が道路改築を促進しているとまでは言えないと考えられる、と説明する。

(2) 本件財務会計行為による損害に関する主張について

請求人は、市道として利用すべき用地の有償譲渡をしたことで、道路区域が狭隘化して通行に支障をきたしており不利益が生じていると主張している。

これに対し市は、当該箇所は三瀨町農業協同組合が平成26年に久留米市三瀨町高三瀨546番地3を×××へ売却するにあたって実施した境界明示に際し判明した箇所で、市道M1358に隣接はしているものの、道路区域には含まれてはいない。市道M1358は平成7年に整備された道路幅員が2.1メートルのレンガで舗装した道路で、主に通学路及び地元住民の(遊)歩道として利用されている道路であり、今回の土地の有償譲渡により平成7年の整備当初から市道M1358に接続する前後の道路幅員も変わらず、連続しているものであり、狭隘化はしておらず、通行に支障をきたしているものではないと主張している。

3 判断

監査対象とした事項についての判断を以下に述べる。

(1) 久留米市道M1358の一部の道路区域外用地を久留米市財産規則第36条で有償譲渡を行ったことについて

久留米市財産規則第36条は、(普通財産の処分)「普通財産は、将来行政財産として使用される見込みがない場合又は、公益上必要な場合に限り、譲渡、譲与又は交換等を行うことができる。」と規定している。

また、久留米市法定外公共物管理条例では、第18条第1項第4号で法定外公共物の用途廃止の要件として「市長が特に法定外公共物を存置させることが不必要であると認めるとき」と規定している。

確認された事実によると、当該土地は市道M1358に隣接した道路区域外の公共用財産であり、×××から路政課へ公共用財産の用途廃止申請書が提出され、その後、公共用財産の用途廃止決定を行い、普通財産として路政課から財産管理課へ公有財産の引継が行われ、財産管理課が×××へ有償譲渡を行っていることが認められた。

このことから、本件住民監査請求は、路政課及び財産管理課が当該土地を将来行政財産として使用される見込みがない公有地であると決定したことの是非が問われているものと判断する。

これを踏まえ、請求人が主張している事項について判断を述べる。

(2) 道路構造令第5条第2項、第3項により道路幅員で4m以上とされており、久留米市では、久留米市道路構造の基準に関する条例の第3種第3級で、道路構造令と同じく4m以上の道路の築造をしているにも関わらず、満たない部分の譲渡を行っているという主張について

請求人は、今回譲渡を行った土地について、市道M1358が道路構造令及び久留米市道路構造の基準に関する条例における道路の幅員の基準に満たないことを踏まえ、将来の拡幅整備に利用すべき土地を譲渡したことが不法であると主張している。

道路構造令第1条は、(この政令の趣旨)「この政令は、道路を新設し、又は改築する場合における高速自動車国道及び一般国道の構造の一般的技術的基準並びに道路管理者である地

方公共団体の条例で都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準を定めるに当たって参酌すべき一般的技術的基準を定めるものとする。」と規定し、久留米市道路構造の基準に関する条例第1条は、(趣旨)「この条例は、道路法第30条第3項の規定に基づき、道路(市が道路管理者である市道に限る。)を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めるものとする。」と規定している。この両規定の趣旨によると、両法令の適用範囲としては、道路を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めたものであると解釈できるものである。したがって、両法令の基準に満たない道路を存置しても、新設又は改築を行わない限り両法令に抵触するものではないと判断する。

このことを踏まえ、路政課及び財産管理課が当該土地を将来行政財産として使用される見込みがない公有地であると決定したことの是非について述べる。

路政課の説明によると、市内には道路幅員が4メートル未満の市道が市道総延長の内3割程度存在している。市としては、今後それらの箇所すべてを道路幅員が4.0メートル以上になるように整備する方針などはなく、自治会などからの要望がある場合には整備を行うこととしている。

本来、道路の拡幅等の整備には、多額の経費を必要とするものであり、地方自治体の限られた財源を活用しての事業執行を鑑みれば、道路整備が一定の制約のなかで行わざるを得ないものであることは理解できるものである。このため、道路整備の優先順位を定め、効率的及び効果的に整備を行うことについては、道路管理者の裁量に委ねられているものと言え、本市の市道の整備方針についても特段不当性を見いだすことはできない。

これを前提として、現地調査を実施し、市道M1358の現況の確認を行った。

市の説明のとおり、市道M1358は、久留米市立三瀨小学校のすぐ北側にある用排水路に隣接し、道路幅2.1メートルのレンガ張りした歩道形態の道路であることが確認できた。市道M1358のすぐ北側には、当該地域の東西を結ぶ幹線道路である一般県道城島三瀨線が整備され、車両の通行に供用されていることが認められた。さらに、市道M1358が久留米市立三瀨小学校の正門入口に接続しており、通学する児童の安全面に配慮する必要があること、軽自動車がかろうじて通行できる幅員のレンガ張りした道路であることを勘案すると、当該道路が主に通学路及び地元住民の遊歩道・歩道として利用されていること及び歩道形態の道路であることについて、特段苦情はないとの市の説明に対し、疑問を感じることはなかった。

また、今回当該土地の公共用財産の用途廃止申請にあたり、利害関係人として、高三瀨北自治会会長、三瀨校区まちづくり振興会会長、久留米市立三瀨小学校校長の同意書が添付されているのであるから、用途廃止申請が行われた当時、間接的にはあるが、当該土地の利用などによる市道M1358の拡幅等の要望は特段存在しなかったと評価するのが自然である。

以上のことから、市が市道M1358が完成されたものとして、当該土地を将来行政財産として使用される見込みがない公有地であると決定したことについて、違法性・不当性を見いだすことはできない。

- (3) 車両制限令6条により市街地区域外の道路においては、車両幅員が1.7m以下の最低道路総幅員は4.4m以上となっているにも関わらず、満たない部分の譲渡を行っているので不法であるという主張について

車両制限令第1条は、(趣旨)「道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道

路との関係において必要とされる車両についての制限は、道路法に定めるもののほか、この政令の定めるところによる。」と規定しており、道路との関係において当該道路を通行する車両の制限に関する法令であることは明らかである。したがって、請求人の通行する車両の幅員によって、道路の幅員が定められるがごとき主張は、車両制限令の趣旨と全く異なるものであると認めることができる。

したがって、車両制限令の規定に満たないことをもって、当該土地の譲渡が不法であるとの請求人の主張は、理由がない。

- (4) 地方交付税法により基準財政需要額の算定において、道路の路面幅員が1.5m以上4.5m未満の狭隘道路については高額に算定され、道路管理（改築を含む）の促進を促しているという主張について

地方交付税の交付額の算定に必要な基準財政需要額の算定に当たっては、道路幅員がより狭い道路については、道路を改良したり、舗装したりする投資的経費がかかるという理由で基準財政需要額がより高く算定される仕組みとなっている事実は認められた。

しかし、地方交付税は、本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」（固有財源）という性格をもっている。（総務省HP「地方交付税制度の概要」）また、国庫支出金のように、特定の事務、事業の経費に充てることが義務付けられ、その用途が限定されているものではなく、交付された地方自治体の一般財源として使用されるものである。

したがって、地方交付税がより高額に算定されていることが道路管理（改築を含む）の促進のためとまでは言えないという、市財政課の主張は妥当である。

- (5) 現況は歩行者専用道路並みに整備されているが、道路法第48条の13第3項により指定が必要であるが、そのような形跡を見出すことができないという主張について

道路法第48条の13第3項は、「道路管理者は、交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるときは、まだ供用の開始がない道路又は道路の部分について、区間を定めて、もっぱら歩行者の一般交通の用に供する道路又は道路の部分指定することができる。」と規定しており、指定を行うか否かについては、道路管理者の裁量に委ねられていると解釈することができる。

現地を調査したところ、市道M1358の南側には、用排水路が存在し、用排水路と当該道路の間には緑地帯が設けられていることが確認できた。市が説明するように、緊急時対応のため、また、道路脇の緑地帯の維持管理のために作業用の軽自動車の通行も想定されるため、指定していないとの説明に不合理な点はなく、また、指定しないことが、不当であるとの主張には理由がない。

- (6) 久留米市は、本来、久留米市道として利用すべき用地の有償譲渡を行ない、道路区域が狭隘化して通行に支障をきたしており不特定多数の通行を阻害しているために損害を与えているという主張について

これまで述べてきたように、市が当該土地を将来行政財産として使用される見込みがない公有地であると決定し、有償譲渡したことについて、違法性・不当性があるとは認められない。

また、道路区域が狭隘化して通行に支障をきたしており不特定多数の通行を阻害しているとの主張についても、現地調査の結果、市道M1358の幅員や形状に変更は生じておらず、道路としての機能性・利便性は損なわれていないことが認められる。

したがって、請求人の損害に関する主張には理由がないので、請求人の求める措置に関しても認めることができない。

4 結論

上記のとおり、本件住民監査請求において、対象となりうる事項について監査を行ったが、請求人の主張には理由がないので、本件請求を棄却する。